

目次

- P 2 特集 駅東のミライ
- P 6 町民の皆さまへ
- P 7 町政懇談会の開催日時
- P 8 行政報告
- P 20 健康だより



広報

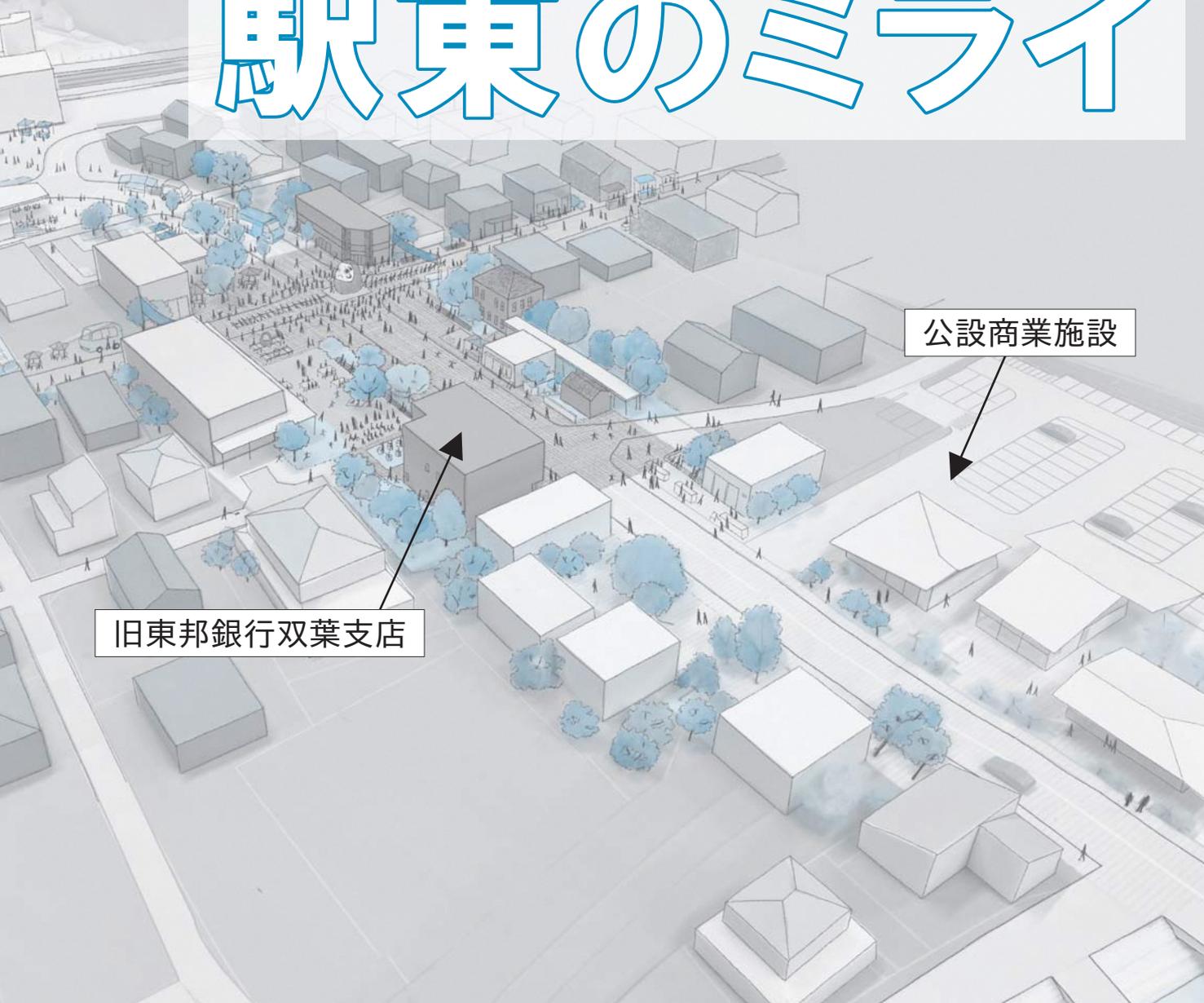
ふたば

2025年

10月

復興・にぎわい再生にむけて動き出しています

駅東の三ライ



旧東邦銀行双葉支店

公設商業施設

JR双葉駅東側に、 新たな息吹を

かつて双葉町の賑わいの中心であったJR双葉駅東側地区に、新たな息吹を吹き込もうとする「双葉駅東地区まちづくり基本構想」を令和7年3月に策定しました。策定に際しては、地域の皆さんとの座談会やワークショップを重ね、多様な声や政策に反映。「みんなで創るまち」、「みんなで描く未来」を形にすべく作業を進めています。

まちづくり基本構想は、公共や商業・住居の機能が調和する集積エリアとして、駅前通りを中心に段階的な整備を検討しています。

駅前には賑わいの場、新山地区は住まいの場、町民グラウンドや旧図書館周辺は公共施設・水辺整備等の連携により良好な街並みを整備していく方針です。

これらの整備方針により、歩いて暮らしやすいまちづくりを進めます。また、旧三宮堂田中医院診療所をはじめ、町内に残るシンボリックな建物を再生させ、地域の歴史や文化も大切に継承する方針です。

公設商業施設

【入居店舗】

鉄板焼き／カフェ／居酒屋

【整備スケジュール】

令和8年春頃のオープンを目指す



町民の方から要望が多かった飲食店が3店舗入居します。生活環境の向上に加え、ランチや懇親会など交流の促進を期待しています。

旧東邦銀行双葉支店

【導入機能(予定)】

オフィス／
シェアキッチン／
コワーキングスペース／
交流機能

【整備スケジュール】

令和9年春の開館を目指す



かつての銀行がコワーキングスペースを備えたシェアオフィスに生まれ変わります。駅前に人の流れを生み出します。

コミュニティーセンター

【導入機能(予定)】

宿泊機能／待合機能／観光案内／公衆トイレ／
EV充電器(北側駐車場)

【整備スケジュール】

令和9年度中の開館を目指す



JR双葉駅に隣接する建物に宿泊機能を導入します。待合機能や観光案内機能も持たせる方針です。

令和7年度上期

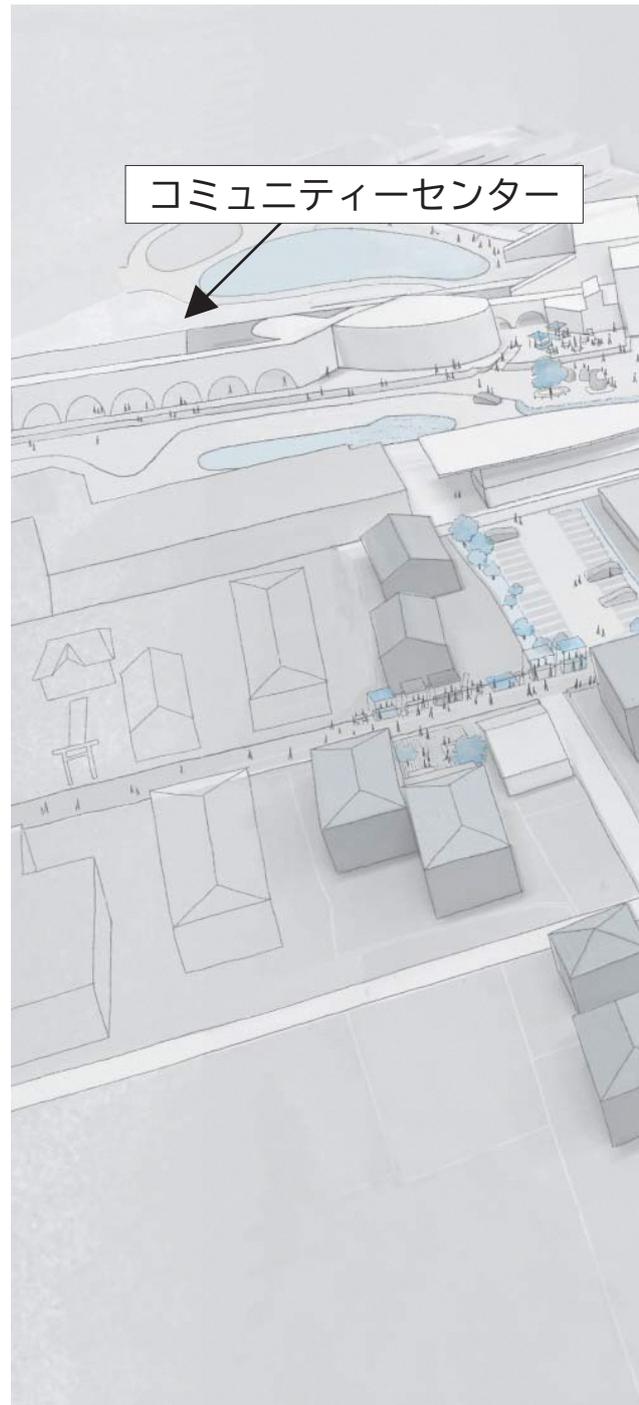
令和7年度下期

令和8年度上期

令和8年度下期

令和9年度上期

令和9年度下期



JR双葉駅東側地区は新たな交流と暮らしの場の創出に向けて整備が始まっています。基本構想を形にしていくには行政と民間が協働してまちづくりを進めることが重要になります。

町に戻りたい方、移住や起業を考える方、地域との再会を望むすべての人にとって、JR双葉駅東側地区が魅力と期待に満ちた舞台となることを目指しています。

賑わいを取り戻す駅東地区



町内初のスーパー

令和7年8月1日、公設商業施設にイオン双葉店がオープンしました。イオン東北が運営する店舗では小さい店舗に分類されますが、住民の声を反映した店づくりで商品は充実。近隣自治体にお住まいの方やJR双葉駅利用者も多く活用されています。特にお昼時は店内のイートインスペースは賑わいを見せています。

また、シンボルの大屋根の下は天候に関わらず活用できる空間として今後の活用を期待しています。

イオン双葉店は年中無休。営業時間は朝8時から夜7時まで。

移住定住相談センター

旧三宮堂田中医院診療所を修復して令和6年11月に移住希望者のための移住定住相談センターとして生まれ変わりました。令和7年9月現在、町内居住者の約6割が移住者です。

この施設が多くの方の移住につながることを期待しています。

建物内部は大正レトロの面影を残した造りです。このセンターは小規模な集会にも活用することが可能で、これまでも語学講習会などが行われています。



FUTAHOME

(ふたほめ)

令和7年2月に民間主導で地域活動の拠点として整備されました。名前は双葉町(FUTABA)の家(HOME)のように人々が集まり、繋がりを生み出すとの願いが込められています。また、これまで行われてきた「ちいさな一歩プロジェクト」の流れを受けた「2歩目」という意味も含まれています。

1階は飲食店が日替わりで営業。2階は東北大学と福島大学が入居してまちづくりの研究を行うほか、全体も営業しています。飲食店の夜の営業も始まり、住民の憩いの場となっています。1階西側ではコーヒーも販売。青い壁が目印の地域活動拠点です。



駅東地区は建物だけじゃないんです。

JR双葉駅東口の駅前広場をはじめ、駅東地区では伝統行事や新しいイベントなどが行われています。皆さんもぜひ遊びに来ませんか。



ダルマ市

双葉町の新年は江戸時代から300年続くと言われるこの行事でスタート。町外避難中も中止することなく継続し、令和5年からは町が主催し町内で再開しました。まさに双葉町を象徴する伝統行事です。

メインイベントは重さ600kgの巨大ダルマを南北に分かれて引き合う「巨大ダルマ引き」。この時、会場は冬の寒さを吹き飛ばす熱気に包まれます。

また会場ではダルマや縁起物が販売され、ダルマ神輿なども登場し、まさにダルマづくしの2日間です。



ふたば飲み

避難指示解除後のまちに人が集える場所をつくろう。そんな思いから民間主導で始まったのが「ふたば飲み」。不定期開催のイベントです。回を重ねるごとに来場者や出店者が増加。訪れた町民や近隣からの参加者を交え、夕暮れから夜にかけて駅前空間がにぎやかな交流の場へと変わり、町の再生に向けた想いや情報を共有する場となっています。

「1歩、2歩…」と回を数える“小さな一歩プロジェクト”の一環で町の復興を後押しするイベントです。



盆踊り

令和5年7月に有志団体により、JR双葉駅前広場で13年ぶりに町内で盆踊りが復活しました。懐かしい笛や太鼓の音色、そして夏の風物詩だった「相馬盆歌」が響き渡りました。

帰還した町民や移住された方、避難先から訪れた町民が一堂に会してやぐらを囲み、踊りの輪を作り出しました。各団体が出し物、出店を担当し、地元の絆や賑わいを取り戻すきっかけとなっています。

令和7年度は残念ながら中止となりましたが、新たな交流の場を生み出す場として期待されています。

「双葉町駅東地区まちづくり基本構想」及び双葉町内で行われる行事・イベントに関してはQRコードから確認いただけます。

QRコードは㈱デンソーウェーブの登録商標です。



まちづくり
基本構想



町公式
ホームページ

町民の皆さまへ

ようやく過ごしやすい季節となりましたが、10月も気温が高くなるとの見通しです。台風が発生する時期でもありますので、日ごろから十分な備えをお願いいたします。

8月27日、伊藤忠彦復興大臣、大串正樹経済産業副大臣がイオン双葉店を視察されました。オープンから1カ月が過ぎ、町内はもとより、近隣町村からも多くの方が来店されており。

今後もJR双葉駅を中心としたまちづくりを進め、双葉町体育館・公民館跡地に飲食店3店舗が入居する公設商業施設や旧東邦銀行を改修したシェアオフィスなどの整備に尽力していきます。

8月28日と29日の二日間、産業交流センターの屋外でFIBICCイベント実行委員会主催の「ふたば星空夜市」が開催されました。同時開催の「小さな一歩プロジェクト ふたば飲み」と併せ、星空の下で音楽と映画、グルメを楽しむ多くの来場者で賑わいました。

8月30日、LOVE FOR NIIPPON主催の「ただいま おかえり双葉の夏2025」が開催されました。350年以上の伝統がある新潟県三条市「三条凧合戦」の「双葉

場所」としてこれまで行われてきましたが、今年からは名称を新たに「双葉凧合戦」として三条凧協会の皆さまのご協力のもと、双葉の復興を願って作成された六角凧が上空にあげられました。夕刻には、音楽ライブやキャンドルナイトが催され、会場の皆さまとともにメッセージを書いたキャンドルを灯しました。

9月1日、原子力損害賠償紛争審査会の視察に同行するとともに、要望書を手交しました。いまだに避難を余儀なくされている多くの町民の皆さまの想いを伝えるため、審査会の皆さまには、現地をご覧いただき、町民の皆さまの声に耳を傾け、引き続きしっかりと御審議いただくように岩本久人議長とともに強く要望しました。

10月3日から、県内外8会場で町政懇談会を開催いたします。町政について町民の皆さまの率直なご意見やご要望をお伺いし、今後のまちづくりりに反映してまいりたいと考えておりますので、お近くの会場にぜひお越しください。

朝夕は冷え込む日もございます。町民の皆さまにはお身体に気を付けてお過ごしくださいますようお願いいたします。

双葉町長 伊澤 史朗

伊藤復興大臣・大串経済産業副大臣の視察

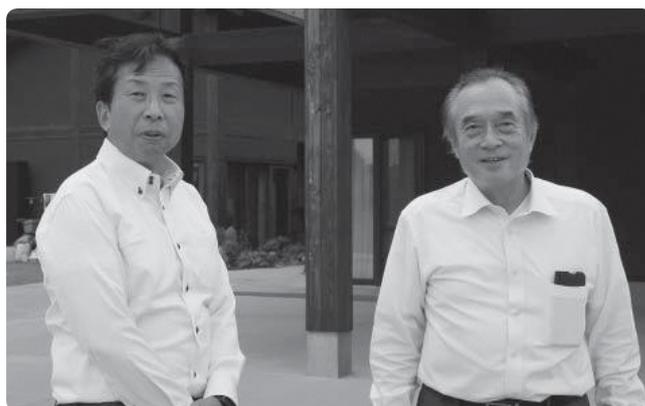
8月27日、復興庁の伊藤忠彦大臣及び大串正樹経済産業副大臣が町内視察を目的に来町されました。

伊藤大臣は8月1日にオープンした「イオン双葉店」を視察されました。伊澤町長からは地元住民のみならず、近隣町村からも来客が多いことや町民から要望の多かった商品を中心に販売していることなどを説明しました。

また、同じ日に経済産業省の大串副大臣も来町され、駅西住宅や帰還困難区域の石熊地区などを視察されました。伊澤町長は駅西住宅では9割近い入居があり、町内への移住を検討されている方が多いことなどを説明しました。



伊藤復興大臣



大串経済産業副大臣

町政懇談会を開催します

町民の皆さまから町政についてのご意見を伺い、今後のまちづくりに反映する「町政懇談会」を下記の日程で開催します。ぜひお近くの会場にお越しください。東京・新潟県柏崎市・宮城県仙台市の3会場については町民の皆さまと町職員の座談会を開催いたします。

| 月 日 | 時 間 | 場 所 | |
|-----------|-------------|-------------|---|
| 10月 3日(金) | 9:30～11:30 | 双葉町 | 双葉町役場 2階大会議室(議場) 双葉町大字長塚字町西73番地4 ☎0240-33-2111(代表) |
| 10月 7日(火) | 13:30～15:30 | 茨城県 つくば市 | つくば国際会議場 小会議室405 茨城県つくば市竹園2丁目20-3 ☎029-861-0001 |
| 10月 8日(水) | 9:30～11:30 | 埼玉県 加須市 | キャッスルきさい 1階(多目的室) 埼玉県加須市根古屋633番地10 ☎0480-73-3101 |
| 10月14日(火) | 10:00～12:00 | 福島市 | サンライフ福島 2階(大研修室) 福島市北矢野目字檀ノ腰6番地の16 ☎024-553-5529 |
| | 14:00～16:00 | 郡山市 | 郡山市労働福祉会館(中ホール) 郡山市虎丸町7-7 ☎024-932-5279 |
| 10月22日(水) | 10:00～12:00 | いわき市 | いわき市労働福祉会館 3階(大会議室1) いわき市平字堂ノ前22 ☎0246-24-2511 |
| | 14:00～16:00 | いわき市 | 復興公営住宅勿来酒井団地(集会所) いわき市勿来町酒井青柳8-2 ☎0240-33-0125(秘書広報課) |
| 10月29日(水) | 10:00～12:00 | 白河市 | 白河市立図書館 地域交流会議室(中会議室3) 白河市道場小路96-5 ☎0248-23-3250 |

町民の皆さまと町職員の座談会の開催日時と会場はこちら

| 新潟県柏崎市 | 東京都 | 宮城県仙台市 |
|--|--|---|
| 11月7日(金) 9:30～11:30 | 11月14日(金) 14:00～16:00 | 11月28日(金) 13:30～15:30 |
| 柏崎市産業文化会館 第5会議室 新潟県柏崎市駅前二丁目 2番45号 | 東京交通会館 第二会議室A 東京都千代田区有楽町 2-10-1 | ダイヤパレス仙台中央 910(双萩会事務所) 宮城県仙台市青葉区五橋 一丁目1-58 |
| ☎0257-24-7633 | ☎03-3212-2931 | ☎022-227-8268 |

【問い合わせ先】 秘書広報課 ☎0240-33-0125

令和7年第3回双葉町議会定例会

9月4日招集の令和7年第3回双葉町議会定例会で、伊澤史朗町長が行政報告を行いました。その概要をお知らせいたします。

行政報告

6月定例会以降の
行政経過

―双葉郡スポーツ大会―

7月5日、楡葉町をメイン会場として、令和7年度双葉郡スポーツ交流大会が開催されました。双葉町からは、毎年出場している野球やバレーボール、剣道、バスケットボールに加え、今年度新たにソ

フトテニス、サッカー競技に出場し、ソフトテニスが優勝、バレーボールとサッカーが準優勝の成績を収めました。選手の皆さんの力強いプレーに大変勇気づけられたところでもあります。

―立地協定25社―

7月7日、中野地区復興産業拠点への立地を予定しているライノジャパン株式会社と企業立地協定を締結しました。これによりまして25件の立地協定を締結しております。

―立入規制緩和に向けて―

7月19日、特定帰還居住区域における立入規制緩和に関する住民説明会を開催し、対象となる下長塚、三字、羽鳥行政区の皆さんへ立入規制緩和制度の概要について

ご説明し、立入規制緩和後の防犯や放射線防護対策、バリケードの位置等についてご意見をいただきました。

皆さんからのご意見を踏まえ、引き続き国と協議を進めてまいります。

―住環境の向上進む―

8月1日、役場庁舎北側の公設商業施設にイオン東北株式会社が運営する「イオン双葉店」がオープンいたしました。震災後初めてのスーパーマーケットであり、町内の生活環境が向上し、町に賑わいをもたらす中核になるものと期待しております。

また同日、一般県道井手長塚線・長塚跨線橋の開通式が行われました。これにより、常磐自動車道常磐双葉インターチェンジから町の復興産業拠点へのアクセスが向上し、復興をさらに加速させる大きな一歩となりました。

―子ども交流事業―

8月4日から6日まで、友好町である京都府京丹波町から中学生・高校生代表の生徒8名と畠中

町長、松本教育長を始め町関係者7名の皆さんが来町し、京丹波町・双葉町子ども交流事業を実施いたしました。初日の開会式では、京丹波町と町立学校の生徒たちと復興までの道のりや双葉町の現状・課題などについて意見交換を行いました。2日目は町立学校仮設校舎を訪れ、町立学校の児童・生徒と学校生活の紹介やスポーツを通して交流を図り、親睦を深めました。

―復興前進に向けた要望―

8月7日、大熊町と合同で要望活動を行うため、復興庁や経済産業省、環境省、自由民主党東日本大震災復興加速化本部、公明党東日本大震災復興加速化本部を訪問しました。

要望活動では、特定帰還居住区域における除染等の実施、第2期復興・創生期間以降の財源確保、ALPS処理水の確実で透明性のあるモニタリング、多様なニーズに応える住宅支援策の拡充、除染土壌の県外最終処分に向けた取り組みの実施などの重点課題について要望いたしました。

「早急で確実な賠償を」

9月1日、原子力損害賠償紛争審査会の大村会長ほか7名の委員による現地視察と意見交換が行われました。今回で9回目となる現地視察では、帰還困難区域の石熊地区にある除去土壌仮置場をご覧いただきました。

その後、双葉町役場において、「原子力損害賠償紛争審査会の今後の審議に向けた要望書」を町と議会の連名で岩本町議会議長とともに大村会長へ手交いたしました。

私から特に避難費用及び日常生活阻害慰謝料の賠償となる期間は、少なくとも当町の特定復興再生拠点区域が避難指示解除された令和4年8月30日とするよう見直しを強く申し入れました。

審査会に対しては、今後も町民一人ひとりの被害に対する早急かつ確実な賠償と生活再建の実現に向け、誠意ある対応をするよう引き続き求めてまいります。

つくば連絡所が移転しました

双葉町つくば連絡所は、令和7年10月より、以下の住所に移転しました。

新住所：〒305-0031

茨城県つくば市吾妻3丁目7-14

電話／FAX 029-854-7511



応急仮設住宅・借上げ住宅をご利用の皆さまへ

応急仮設住宅や県内外借上げ住宅をご利用の方に関わる重要なお知らせです。必ずご確認ください。

■ 供与期間について

応急仮設住宅および県内外借上げ住宅の供与期間は、令和8年3月31日までです。移転先が未定の方は、早めの住居確保をお願いいたします。

■ 特定延長について（※対象となる方のみ）

以下の条件をすべて満たす方には、供与期間の「特定延長」が認められます。

- ・新築・住宅修繕・中古住宅購入等の契約が、令和7年7月末までに完了している方
- ・公共事業等の理由により、完成・引き渡し日が令和8年（2026年）4月以降になる方

上記の条件に該当しない方は、供与期間は令和8年3月31日までとなります。

■ 家賃支援について

福島県避難市町村家賃等支援事業の取扱いも、令和8年3月31日で終了となります。

【問い合わせ先】 【供与期間・特定延長について】 ☎ 0120-303-059

受付時間：午前9時～午後5時（土日祝日、年末年始を除く）

【福島県避難先市町村家賃等支援事業について】 ☎ 0120-900-775

受付時間：午前9時～午後6時（土日祝日、年末年始を除く）

ふたば星空夜市にぎわう

すっかりお馴染みとなった「ふたば飲み」に、音楽会や映画上映会が加わったスペシャルイベント「ふたば星空夜市」が、8月28日と29日の2日間にわたり開催されました。

会場となった双葉町産業交流センターには、地元住民だけでなく近隣市町村からも多くの方が訪れ、2日間で600人を超える来場がありました。

初日の音楽会では7グループが出場。ステージと来場者が一体となって盛り上がりました。2日目には映画を屋外で上映。猛暑に見舞われたものの海風が吹き抜ける会場は涼しさを感じることができました。



避難指示解除3年 熱く燃える双葉の夏

8月30日、双葉町に帰還を果たしてから3年を迎えました。これにあわせて民間団体が東日本大震災・原子力災害伝承館で「ただいまおかえり双葉の夏」を開催しました。イベント一番の呼び物は双葉凧合戦です。合戦には双葉町チームも含めて総勢6チームが参加。ルールは約2.1m×1.7mの凧を30m以上に上げて直径4mmほどの麻糸を絡ませます。糸が絡んだら凧を引き合い、相手の凧を落下させるか、糸を切ると得点になり、得点の多いチームが優勝となります。風を読み、凧を操る技が求められます。他チームのベテラン選手の指導を受けた双葉町チームはなんと準優勝。記念日を彩る結果となり、イベント会場は真夏を凌ぐ盛り上がりを見せていました。



敬老会 ～おめでとうございます いつまでもお元気で～

9月12日、いわき市で敬老会を開催しました。

100人を超える方にご来場いただき、皆さまの元気なお姿を拝見することができました。会場からは久しぶりの再会を喜ぶ声や、近況を報告しあう姿が見られました。

式典後にはタレントのなすびさんとフリーアナウンサーの鏡田辰也さんのトークショーが行われ、会場は笑いに包まれました。

来年もお元気で皆さまにお会いできることを心待ちにしております。



金婚おめでとうございます

長年苦楽を共にしてきたご夫妻の結婚50年の節目を祝う「金婚」の表彰が行われ、今年度は6組のご夫妻が対象です。

この6組のご夫妻を代表して井上一芳様・愛久子様ご夫妻が表彰されました。これからも仲良くお元気で過ごしてください。

金婚式を迎えられたご夫妻

井上一芳様・愛久子様ご夫妻（郡山） 三瓶茂様・八恵子様ご夫妻（下条） 志賀康夫様・愛子様ご夫妻（郡山）
谷尚之様・啓子様ご夫妻（三字） 松本信正様・京子様ご夫妻（長塚一） 藤田義晴様・礼子様ご夫妻（長塚二）

未来につながる一歩 インターンシップ成果報告会

9月16日、双葉駅前の地域活動拠点 FUTAHOME でインターンの学生による活動の成果報告会が行われました。8月16日から1カ月間、学生インターンが町内に住み、町が抱える課題の解決や新しい価値の創出に向けて活動を続けてきました。この日は、アートを通じた関係人口の増加を目指すプロジェクトや、町全体を伝承館に見立てて復興の歩みを可視化するプロジェクトなど、4つが報告されました。このインターン活動の一環として、すでに動き出しているプロジェクトもあります。「コトラボ本棚プロジェクト」は FUTAHOME に本棚を設け、寄贈された本を通じて住民と来訪者の交流の場を生み出すというもので、すでに48冊の本が寄贈されています。単に本を集めるのではなく、想いを込めた本が集まる場所にすることで、町民同士の交流や関係人口の拡大が期待されています。1カ月という限られた期間でしたが、若い学生ならではの視点で、双葉町の課題解決にむけた様々な提案が報告されました。みなさん、1カ月間お疲れ様でした。



インターンを終えて



下坂 芽さん

双葉町に関わる皆さんの町への想いを強く感じた1カ月でした。

その想いが集い、繋がるきっかけを生むことができたのならとても嬉しく思います。ありがとうございました！



立石 直輝さん

充実した日々でした。ふたほめ文庫がこの先も、双葉町に想いの

ある全ての人に、ひとや町と関係を築く第一歩として活用されるのならば、これ以上に嬉しいことはありません。



田中 優衣さん

最初は不安でいっぱいでしたが、双葉町の個人の挑戦を応援する温

かい雰囲気乗り越えることができました。ありがとうございました！



喜古 悠愛さん

双葉町で普段出会えない人々と出会い、多くの対話を重ねて、町で聞いた生の声に心を動かされました。双

葉町の温かい交流の中で多くの自分自身を見つめるきっかけにもなりました。



塚本 唯佳さん

活動の中で名前を覚えて声をかけていただけたことが本当に嬉しかったです。短い滞在でしたが、多くの方に助け

ていただき、無事に活動ができました。ありがとうございました。また来ます！

伝承館来場者40万人を超える

東日本大震災・原子力災害伝承館の来場者が8月24日に40万人を達成しました。伝承館は2020年9月双葉町中野地区にオープンし、4年11ヵ月で40万人を超えました。記念すべき40万人目となった茨城県境町の会社員門脇祐樹さんとそのご家族には森隆史副町長から縁起物の「双葉ダルマ」などの記念品が贈呈されました。

40万人達成について伝承館では被災地の復興を学ぶホープツーリズムの一環として来場される方が多いと分析しています。町の新たな観光拠点として更なる観光客の訪問による交流人口の拡大が期待されます。



原子力損害賠償紛争審査会の町内視察

9月1日、東京電力の原発事故の賠償指針を定める原子力損害賠償紛争審査会が双葉町内の帰還困難区域やイオン双葉店など新しいまちづくりの取り組みについて視察しました。この視察は国の賠償基準「中間指針」に基づく請求受付や支払い状況の確認を目的に行われたものです。双葉町内の視察にあわせて町では町議会と連名で大村敦志会長に要望書を提出し、避難の長期化に伴う賠償などを要望しました。



要望内容（一部抜粋）

- ① 日常生活阻害慰謝料について
（賠償期間の見直し）
- ② 避難指示区域内の営業損害及び就労不能損害
（地域の現状や事故の特殊性を把握し確実・迅速な賠償の実施）
- ③ 原子力損害賠償の水平展開について
（直接請求によって一律に対応できるよう指針を見直すこと）

双葉町に伝わる「坂上田村麻呂」ゆかりの伝説 ～古代の歴史が今に残る、寺社と伝承～

平安時代のはじめ、朝廷から征夷大將軍（せいいたいしょうぐん）に任命された坂上田村麻呂（さかのうえのたむらまろ／758～811年）は、当時「蝦夷（えみし）」と呼ばれていた東北地方の人々と戦い、服従させたとされています。

この歴史的事実は、のちに多くの伝説や物語として語られるようになり、特に東北地方には、坂上田村麻呂に関わったとされる寺社や地名が数多く残っています。

双葉町にも残る、坂上田村麻呂ゆかりの寺社

双葉町内にも、坂上田村麻呂が創建したと伝えられる寺社がいくつかあります。

1976～77年に刊行された『双葉町文化財資料（第1集・第2集）』によると、以下の6カ所が坂上田村麻呂に関係するとされる寺社・お堂です。

- 寺内阿弥陀堂（長塚地区） ○ 諏訪神社（両竹地区） ○ 日吉神社（寺沢地区）
- 白山神社（長塚地区） ○ 仲禅寺（寺沢地区） ○ 前田地区（現存せず・名称不明）

町指定文化財「十一面観世音坐像」の由緒に、坂上田村麻呂による創建と記されています。

共通する2つの伝承

これらの寺社に伝わる由緒にはさまざまな違いがあるものの、次の2つの共通点が見られます。

大滝根山（田村市・川内村）にいた「賊」や「豪族」を坂上田村麻呂が討伐し、その記念として寺社を建てたとすること。

寺社が創建されたのは「大同2年（西暦807年）」であるとする

これらの特徴は、福島県内の他地域に伝わる坂上田村麻呂伝説とも共通しており、もともと他の地域にあった物語が、双葉町にも伝わり、形を変えて伝承された可能性があります。

伝承の起源と近年の研究

近年の研究では、たとえば両竹諏訪神社の坂上田村麻呂伝説は、江戸時代の記録には登場せず、近代以降に生まれた可能性がある」と指摘されています。《参考》西村慎太郎「両竹諏訪神社の歴史」（『大字誌両竹1』収録、2019年）

他の寺社に伝わる由緒も、いつから確認できるのかは、今後の調査が必要です。

歴史伝説の価値

双葉町に伝わるこれらの坂上田村麻呂伝説は、全国に広がった坂上田村麻呂伝説の一端を示す貴重な事例として、歴史や民俗の研究においても重要です。

また、地域の文化や歴史を知るうえでも、大切な手がかりとなっています。

歴史文化講座を開催します

双葉町出身の朝川美幸氏、泉田邦彦氏のお二人を講師に招き、双葉町の中世史や寺院の歴史についてお話しいただきます。興味のある方は、生涯学習課までご連絡をお願いします。

演 題 「地域の歴史を学ぶ ～基礎知識編～」

講 師 朝川美幸（総本山仁和寺学芸員）、泉田邦彦（石巻市博物館学芸員）

日 時 令和7年11月8日（土）午後1時30分～午後4時00分

会 場 双葉町産業交流センター 1階大会議室

定 員 50名（要申込）

【問い合わせ先】 教育委員会生涯学習課 ☎0240-33-0206

～ 夢と希望のある「学び」へ ～

朝方のひんやりとした空気がやっと体感できるようになり、秋の気配を感じさせる今日この頃ですが以前までの季節感とはやはり違ってきています。地球温暖化の影響によるとの報道もありますが、「暑さが続き、気温が下がったと思ったら直ぐに冬になるのでは？」という見解もあり、秋の深まりという趣きが無くなってしまいう懸念もあるようです。

今夏の天候は全国的に二極化しており、記録的な暑さと少雨による水不足の地域では稲作をはじめ農作物に大きな影響が出たところもあり、一方で台風や線状降水帯の発生による大雨で洪水被害の地域も多発している現状です。国、地方自治体において自然環境保全の観点に加え、防災・減災への対応策についてしっかりとした協議が必要だと思えます。

新しい教育施設等の設計コンセプトについて

令和10年4月の開校に向けて、現在、基本設計を進めている段階です。町立学校の子どもたちはもちろん、双葉町に住んでいる子どもたちや保護者の方々、町立学校の教職員とワークショップを行い、多くの意見をいただきました。双葉町ならではの学び舎としての設計コンセプトは以下のものです。

| 目指す学び 双葉と世界が つながる学び | 目指す学校 ふるさと創造の 学校づくり | 基本理念 まざる、まなぶ、かわる |
|--|---|--|
| <p>共育 様々なことにチャレンジし続ける力を育む学び</p> <p>地域 町全体を学びの場とし、町のよさ、力を感じ取る学び</p> <p>世界 英語教育と国際理解教育を基盤とするグローバルな学び</p> <p>復興 豊かな交わりを通して復興の担い手となる学び</p> | <p>わたしの学校 今日ずっといたい、明日また来たい、自分の居場所と思える学校</p> <p>みんなの学校 地域ぐるみで子どもたちの学びと成長を支えるコミュニティ・スクール</p> <p>つながる学校 学校を飛び出し、社会や世界へ学びが広がるグローバル・スクール</p> <p>そなえる学校 子どもたち、地域の安全・安心を支える、災害に強いレジリエンス・スクール</p> | <p>まざる 町民と地域のコミュニケーションを繋ぎ直し、多世代・多文化が「まざる」新しいコミュニティの実現</p> <p>まなぶ 多様な背景の子どもたちが集まる場所として、誰も取り残さず共に育つことができる「まなび」の実現</p> <p>かわる このプロジェクトを通し変化すること、例えば新しい学びのあり方や、移住者を迎え入れることなど、「かわる」ことの実現</p> |

【双葉町学校設置基本構想（令和6年3月）、双葉町新学校施設整備基本計画（令和7年3月）等より引用】

以上のような設計コンセプトを踏まえて、多様な外国語（英語）活動等ができる空間の構築を目指します。

双葉町教育委員会教育長 館下 明夫



ふたば幼稚園だより

体操教室（小学校との交流）



小学生との交流の一環で、毎年行われている体操教室に参加しました。昨年のことを覚えている年長児は「嬉しい！」「やったことあるやつだ！」と、とても喜んでいました。

年少児は緊張している様子でしたが、楽しい体操と音楽が始まるとその世界へ引き込まれていきました。

毎週、園長先生の運動遊びが大好きな園児たちは、いつもとは違う運動遊びにも興味津々で、小学生がやっているのを真似して「楽しいね」と気持ちを共有する年長児と、その年長児を真似して楽しむ年少児の姿に、見ていた大人たちはとても心和む気持ちになりました。

バルーンや、転がしドッジボールはみんなで協力して楽しむ運動、サーキットのようにになっているマットや平均台、トンネルくぐりなどは、自分の力を発揮して取り組む運動となっております。どちらも子どもたちにはとても大切な運動です。

園児が2名なので、大勢でやる運動が難しい所がありますが、この日は小学生も大人もみんな一緒に楽しむことができ、大満足でした。



【問い合わせ先】 双葉町立ふたば幼稚園 ☎0246-88-8084

双葉町の人事行政の運営等の状況の公表

双葉町における「人事行政の運営等の状況」を条例に基づきお知らせいたします。

1. 職員の任免及び職員数に関する状況（会計年度任用職員除く）

(1) 採用候補者試験（大学卒業程度）・職員選考の実施状況（令和6年度実施）

| 区分 | 申込者数 | | 第1次試験受験者数 | | 第1次試験合格者数 | | 最終合格者数 | | 採用者数 | |
|-----|------|----|-----------|----|-----------|---|--------|---|------|---|
| | 男 | 女 | 男 | 女 | 男 | 女 | 男 | 女 | 男 | 女 |
| 行政職 | 24 | 12 | 21 | 11 | 17 | 9 | 9 | 3 | 7 | 1 |
| 土木職 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 保健師 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合計 | 24 | 12 | 21 | 11 | 17 | 9 | 9 | 3 | 7 | 1 |

(2) 職員の退職の状況（令和6年4月1日～令和7年3月31日）（単位：人）

| | 定年退職 | 普通退職 | 死亡退職 | 懲戒免職 | 計 |
|----|------|------|------|------|---|
| 人数 | 1 | 7 | 0 | 0 | 8 |

(3) 職員の定数の状況（令和7年4月1日現在）（単位：人）

| 部局 | 定数 | 職員数 | 差引 |
|-------------|--------|--------|---------|
| 町長事務部局 | 105 | 90 | ▲15 |
| 議会事務部局 | 2 | 2 | 0 |
| 農業委員会事務部局 | 1(3) | (2) | ▲1(▲1) |
| 教育委員会事務部局 | 18 | 15 | ▲3 |
| 選挙管理委員会事務部局 | (3) | (3) | 0 |
| 監査委員事務部局 | (2) | (2) | 0 |
| 合計 | 126(8) | 107(7) | ▲19(▲1) |

(注) ()内は兼務職員数です。

(5) 国との給料月額の水準比較（ラスパイレス指数）の状況

| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-------|-------|-------|-------|-------|
| 一般行政職 | 86.9 | 89.5 | 91.7 | 93.3 |

(注)「ラスパイレス指数」は、国家公務員の給料を100とした場合の町職員の給与水準を示したものです。

(4) 部門別職員数の状況（各年4月1日現在）（単位：人）

| 区分 部門 | 職員数 | | 対前年 増減数 | |
|--------------------|------|------|------------|----|
| | 令和6年 | 令和7年 | | |
| 一般行政 | 議会 | 2 | 2 | 0 |
| | 総務 | 44 | 47 | 3 |
| | 税務 | 6 | 5 | ▲1 |
| | 農林水産 | 6 | 9 | 3 |
| | 商工 | 2 | 2 | 0 |
| | 土木 | 10 | 10 | 0 |
| | 民生 | 4 | 7 | 3 |
| | 衛生 | 7 | 9 | 2 |
| 計 | 81 | 91 | 10 | |
| 教育 | 11 | 15 | 4 | |
| 一般行政+教育 | 92 | 106 | 14 | |
| 特別会計 及び 企業会計 | 下水道 | 1 | 1 | 0 |
| | その他 | 3 | 4 | 1 |
| 計 | 4 | 5 | 1 | |
| 合計 | 96 | 111 | 15 | |

(注) 定員管理調査における職員数です。

2. 職員の勤務時間、勤務条件及びサービスの状況

(1) 職員の勤務時間（令和7年4月1日現在）＜標準的なもの＞

| 1週間の勤務時間 | 開始時間 | 終了時間 | 休息时间 | 休憩時間 |
|----------|------|-------|------|-------------|
| 38時間45分 | 8:30 | 17:15 | 廃止 | 12:00～13:00 |

(2) 年次有給休暇の取得状況（令和6年1月1日～令和6年12月31日）

| 年度 | 総付与日数(日) | 総使用日数(日) | 全対象職員数(人) | 平均使用日数(日) | 取得率(%) |
|-------|----------|----------|-----------|-----------|--------|
| 令和6年度 | 3,739 | 1,557.4 | 116 | 13.4 | 41.65% |
| 令和5年度 | 3,277 | 1,229.5 | 97 | 12.7 | 37.52% |

(3) 時間外勤務及び休日勤務等の状況（令和6年4月1日～令和7年3月31日）

| 年度 | 時間外・休日勤務総時間 | 職員一人あたりの平均時間 |
|-------|-------------|--------------|
| 令和6年度 | 15,787時間 | 176時間 |
| 令和5年度 | 13,143時間 | 158時間 |

(注) 特別職、管理職は除く。

(4) 育児休業の状況（令和6年4月1日～令和7年3月31日）（単位：人）

| | 男性 | 女性 |
|---------------|----|----|
| 新たに育児休業を取得した者 | 4 | 2 |
| 前年度から引き続けている者 | 0 | 3 |

3. 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分者数（令和6年4月1日～令和7年3月31日）

(単位：人)

| 処分事由 | 降任 | 免職 | 休職 | 降給 | 計 |
|------------------------------|----|----|----|----|---|
| 勤務実績が良くない場合 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 心身の故障の場合 | 0 | 0 | 3 | 0 | 3 |
| 職に必要な適格性を欠く場合 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 刑事事件に関し起訴された場合 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

(注) 地方公務員法第28条第1項及び第2項

(2) 懲戒処分者数 (令和6年4月1日～令和7年3月31日)

(単位:人)

| 処 分 事 由 | 戒告 | 減給 | 停職 | 免職 | 訓告 | 嚴重注意 | 計 |
|--------------------------|----|----|----|----|----|------|---|
| 法令、条例等に違反した場合 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

(注) 地方公務員法第29条第1項

4. 職員の服務の状況 (令和6年4月1日～令和7年3月31日)

(単位:人)

| 区 分 | 内 容 | 地方公務員法 | 違反者数 |
|-----------|--|--------|------|
| 服務の宣誓 | 職員は、条例の定めるところにより、服務の宣誓をしなければならない | 第31条 | 0 |
| 命令に従う義務 | 職員は法令に従い、かつ、上司の職務命令にしたがわなければならない | 第32条 | 0 |
| 信用失墜行為の禁止 | 職員は職の信用を傷つけ、又は職の不名誉になるような行為をしてはならない | 第33条 | 0 |
| 秘密を守る義務 | 職員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする | 第34条 | 0 |
| 職務に専念する義務 | 職員は勤務時間中、職務に注意力の全てを用い、職務にのみ専念しなければならない | 第35条 | 0 |
| 政治行為の制限 | 職員は政党その他の政治的団体の結成に関与するなど、政治活動等をしてはならない | 第36条 | 0 |
| 争議行為等の禁止 | 職員はいわゆるストライキ等をしてはならない | 第37条 | 0 |
| 営利企業等従事制限 | 職員は任命権者の許可なく、営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業にも従事してはならない | 第38条 | 0 |
| 合 計 | | | 0 |

5. 職員の研修状況 (令和6年4月1日～令和7年3月31日)

| 研 修 ・ 講 座 名 | 研修場所 (主催) | 実施年月 | 実施日数 | 受講者数 |
|--------------------|--------------|-----------------|------|------|
| 新規採用職員前期研修 | ふくしま自治研修センター | 令和6年 5月 | 3日 | 1名 |
| 新規採用職員後期研修 | ふくしま自治研修センター | 令和6年11月 | 4日 | 1名 |
| 新規採用職員 (社会人経験者) 研修 | ふくしま自治研修センター | 令和6年 5月 | 1日 | 3名 |
| 基礎力・応用力・実行力アップ研修 | ふくしま自治研修センター | 令和6年 5月～ 6月、11月 | 2日 | 5名 |
| 新任係長研修 | ふくしま自治研修センター | 令和6年 8月 | 2日 | 2名 |

6. 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 健康診断の状況 (令和6年4月1日～令和7年3月31日)

| 健康診断の種類 | 受診者数 (人) | 健康診断の種類 | 受診者数 (人) |
|---------|----------|----------|----------|
| 胃がん | 17 | 腹囲測定 | 95 |
| 血圧測定 | 93 | 聴力検査 | 95 |
| 心電図検診 | 95 | 前立腺がん検診 | 20 |
| 眼底検査 | 85 | 人間ドック | 52 |
| 尿検査 | 95 | 脳ドック | 30 |
| 大腸がん検診 | 52 | 子宮がん予防検診 | 12 |
| 血液検査 | 95 | 乳がん予防検診 | 13 |
| 胸部X線検査 | 95 | 延べ受診者数 | 944 |

(2) 職員健康増進事業 (令和6年度分)

| 事 業 名 称 | 受診者数・受講者数 |
|-------------------|-----------|
| ストレスチェック (計1回) | 全職員 |
| 個別面談 (計1回) | 23名 |
| 市町村派遣職員等メンタルヘルス研修 | 16名 |

7. 勤務条件に関する措置の要求の状況

(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

| 継 続 件 数 | 措 置 要 求 件 数 |
|---------|-------------|
| 0 | 0 |

(注) 地方公務員法第46条の規定に基づく職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求

8. 不利益処分に関する不服申立の状況

(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

| 継 続 件 数 | 不 服 申 立 件 数 |
|---------|-------------|
| 0 | 0 |

(注) 地方公務員法第49条の2第1項の規定に基づき、職員の懲戒その他その意に反する不利益な処分に対する審査請求又は異議申立て

【問い合わせ先】 総務課 行政係 ☎ 0240-33-0124

令和7年度秋冬の予防接種について

高齢者を対象に、インフルエンザと新型コロナウイルスの定期予防種を実施します。どちらのワクチンも、発病や重症化の予防に効果があるとされています。

インフルエンザワクチンは、流行前の12月上旬までの接種が特に効果的です。

※住民票が双葉町にある方が対象です。

- ・接種日に満65歳以上の方
- ・接種日に満60歳以上64歳以下で、心臓・腎臓・呼吸器・免疫機能に重度の障がい（身体障害者1級程度）がある方

| 接種期間 | |
|---------------------------|--|
| インフルエンザワクチン | 新型コロナワクチン |
| 令和7年10月1日(水)～令和8年1月31日(土) | 令和7年10月1日(水)～令和8年3月31日(火) ※接種期間が延長されました |

期間外に接種した場合は全額自己負担となりますのでご注意ください。

| 接種方法 | |
|--|--|
| 福島県内にお住まいの方 | 福島県外に避難中の方 |
| 9月に郵送された予診票を使用し、県内の医療機関に予約のうえ接種してください。 | 避難先の自治体で接種に必要な手続きを行ってください。自己負担が発生時は、申請によって費用の助成を受けられます。 |
| 費用 インフルエンザ：無料 新型コロナ：自己負担 4,500円 | 助成内容 インフルエンザ：全額助成 新型コロナ：4,500円を超える分を助成 ※福島県内での接種をご希望の方は、双葉町健康福祉課までご相談ください。 |

両ワクチンともに1回接種です。

インフルエンザ・新型コロナワクチンは、ご本人の希望による任意接種です。

接種にあたっては、効果や副反応について医師とよく相談のうえご判断ください。

「予診票が届かない」「紛失してしまった」などの場合は、双葉町役場健康福祉課へご連絡ください。

小児のインフルエンザ予防接種

小児のインフルエンザ予防接種は任意接種のため、予防接種費用の一部を助成します。

接種に関しては、主治医とご相談のうえ実施してください。保護者の同意が必要です。

| | |
|-------|---|
| 対象者 | 双葉町に住民票がある生後6カ月～中学3年生の方 |
| 助成額 | 1回 2,000円（差額分は自己負担） |
| 助成回数 | ・生後6カ月～13歳未満 2回 ・13歳以上～中学3年生 1回 |
| 対象期間 | 令和7年10月1日(水)～令和8年1月31日(土) |
| 助成手続き | <ul style="list-style-type: none"> ・接種費用は全額を支払い、必ず領収証を受け取ってください。（費用は医療機関により異なります。） ・「助成申請書」に以下のものを添付して、郵送または窓口提出 <ul style="list-style-type: none"> □ 領収書（原本） □ 接種を受けた証明となる予診票の写し又は母子健康手帳（予防接種の記録欄）のコピー ・申請期間は令和8年3月末日まで。 |
| 備考 | <ul style="list-style-type: none"> ・予診票の指定はありません。医療機関のものをお使い下さい。 ・「助成申請書」は町のホームページからダウンロードできます。 郵送も可能ですので、ご連絡下さい。  |

郡山健康相談会の会場が変わります

健康相談会の会場が郡山支所 2 階会議室から双葉町コミュニティ施設せんだん広場へと変更になりました。

会場は変わりますが、皆さまの健康づくりのお手伝いとして、保健師等による健康相談会を毎月 1 回開催します。健康講話や体操なども予定していますので、お気軽にご参加ください。

会場：双葉町コミュニティ施設せんだん広場
(郡山市御前南 2 丁目 73)

日時：毎月第 3 木曜日
午前 10:00～11:30

内容：健康相談、健康講話、体操など

12 月以降の予定は健康福祉課へお問い合わせください。

| 日程 | 支援機関 |
|--------------------------|------------|
| 9月18日(木) | こころのケアセンター |
| 10月22日(水) ※10月は水曜開催です | こころのケアセンター |
| 11月20日(木) | こころのケアセンター |

放射線健康相談だより

双葉町では、放射線に関する健康への不安を解消することを目的に、町民の皆さまと率直に意見を交わす「車座意見交換会」を開催しています。

今年度第 1 回目の意見交換会は、8 月 21 日に双葉町コミュニティ施設せんだん広場にて、放射線リスクコミュニケーション相談員支援センターの協力のもと開催されました。

今回は、包括連携協定を結んでいる長崎大学の折田真紀子先生を講師にお迎えし、放射線の基礎知識や健康への影響、双葉町内の空間線量率に基づく外部被ばく・内部被ばくについて、わかりやすく解説していただきました。その後の質疑応答では、参加者の皆さまから寄せられたご意見やご質問に対して、折田先生が丁寧にお答えしました。

意見交換の中では、「町内を二輪車で走行することは、今も制限されているのか?」といった質問や、「今後も継続的に情報発信をしてほしい」といった前向きなご意見がありました。

放射線に関するご相談やご不安がある方は、健康福祉課健康づくり係までお気軽にご連絡ください。



【問い合わせ先】 健康福祉課 健康づくり係 ☎0240-33-0131

食と放射能に関する座談会を開催します

日 時：令和7年11月8日（土） 11：00～14：30

場 所：浅野燃糸 双葉事業所 フタバスーパーゼロミル エアーかおる双葉丸
（福島県双葉郡双葉町大字中野字館ノ内1-1）

参加費：無料

募集人数：20人（小学3年生以上）

申込締切：令和7年10月23日（木）

※申込者多数の場合は抽選により決定いたします

申 込 先：QRコードにてお申込みください



食と放射能に関する専門の先生や生産者の方と交流する講演&座談会です。

気になっていただけどなかなか聞くことができなかった、食と放射能についての質問等にお答えします。ぜひご参加ください。

【問い合わせ先】 福島県生活環境部 消費生活課 ☎024-572-6401

双葉町わくわくウォークプログラム開催のお知らせ

双葉町では、「歩き方」に着目した健康づくりプログラムをスタートします。

正しい歩き方を身につけて、元気な体づくりを始めましょう！

第1回 歩行力測定会

日 時：令和7年10月28日（火）・29日（水） 10：00～15：00

10月29日は体組成測定もできます。（12：00～13：00はお昼休み）

会 場：双葉町役場 1階 大会議室

参加希望の方は10月22日までに健康福祉課へお申し込みください。

歩行力測定会に参加すると？

「ホコタッチ」をお渡しします。

ホコタッチは、町役場の健康福祉課窓口に設置されたタッチスポットに月1回かざすことで、1ヵ月間の歩行状況を印刷し、毎月の歩き方の変化や成果を確認できます！

令和8年2月頃に第2回歩行力測定会の開催を予定しています。第1回測定会で受けたアドバイスを実践した成果を確認する良い機会です。

皆さまのご参加をお待ちしています！



※ホコタッチ
加速度センサーを備えた歩行計

【問い合わせ先】 健康福祉課 健康づくり係 ☎0240-33-0131

盆踊り大会開催 県南双樹会

令和7年8月17日、白河市にて「県南双樹会 盆踊り大会」を開催しました。開会は11時。佐々木寿美子副会長の開会のことばに続いて、参加者全員で黙とうを行い、故人を偲びました。会長のあいさつの後、いよいよ盆踊りのスタートです。

双葉音頭に合わせて輪になって踊り始めると、会場は一気に賑やかな雰囲気になりました。年齢を問わず、多くの方が笑顔で踊る姿が印象的でした。

踊りに続き、食事を楽しんだあとは、皆さんお待ちかねの「お楽しみ抽選会」。抽選番号を引く役目は、小学生以下のお子さんが担当。元気いっぱいの声が会場をさらに盛り上げてくれました。抽選会のあとは再び盆踊り。名残惜しさを感じながらも、大会は無事に終了となりました。

参加された方からは、「夏祭り、お世話になりました。楽しかったです」といった声も寄せられています。こうした声が励みになります。

県南双樹会 舘林 孝男



クレ射撃 東北大会入賞

8月24日、宮城県クレ射撃場で開催された第52回東北総合スポーツ大会でクレ射撃のトラップ団体種目。小川貴永さん（長塚二）が福島県チームの監督兼選手として出場し、見事2位入賞を果たしました。おめでとうございます。

画面左が入賞した小川さん▶



ご支援ありがとうございます



ピースフルコンサート越谷実行委員会・山本誠一郎代表



滋賀県立河瀬中学校高等学校・生徒代表の皆さん

いただいた義援金は大切に使用させていただきます。ご支援ありがとうございます。

不正軽油撲滅強化月間

福島県は10月を「不正軽油撲滅強化月間」と定め不正軽油の排除に取り組んでおります。

不正軽油は、悪質な脱税行為であり、環境汚染の問題のほか、公正な市場競争の阻害、更には暴力団等犯罪組織の資金源にもつながります。

不正軽油の防止・撲滅には、県民の皆さまのご協力と情報提供が欠かせません。

情報提供は県庁税務課または最寄りの地方振興局県税部までご連絡ください。

【問い合わせ先】

福島県総務部税務課 ☎024-521-7205
電子メール zeimu@pref.fukushima.lg.jp

県防災アプリ 「マイ避難」を登録しよう

福島県防災アプリには、自分や家族の避難計画をいつでも確認できる「マイ避難シート」機能を搭載。ハザードマップ確認や持ち出すものの整理を、スマホ上で簡単に登録できます。

また、避難所までのルート案内、防災情報のプッシュ通知、グループ安否確認など、多彩な機能で安心を支援。災害時に慌てず避難をするために、ぜひアプリで備えてください。

【問い合わせ先】 福島県危機管理部危機管理室
☎024-521-8651

相馬税務署が年末調整説明会を開催します

今年は年末調整において基礎控除等の改正が実施されます。

日時・場所

①令和7年11月10日(月) 13:30～16:00
相馬市総合福祉センター(はまなす館)多目的ホール(相馬市小泉字高池357)

②令和7年11月13日(木) 13:30～16:00
富岡町文化交流センター学びの森 会議室(富岡町大字本岡字王塚622-1)
定員に限りがあるため事前の申込みが必要です。(期限11月4日(火))

申込先 公益財団法人 相双法人会
☎0244-36-5754

【問い合わせ先】

相馬税務署法人第一部門 ☎0244-36-3942

「Out of KidZania in ふくしま 相双 2025」を開催します!

相双地域の魅力体験コーナー(入場無料)にてロボットの操作やものづくり体験などを楽しむことができます。なお、仕事体験プログラムの空き枠については、メイン会場において当日申込を受け付けております。ぜひ、お越しください!

日時: 令和7年10月25日(土)、26日(日)
10:00～16:00

場所: 福島ロボットテストフィールド ほか

※詳細はQRからご確認ください。

【問い合わせ先】

福島県相双地方振興局企画商工部
地域づくり・商工労政課

☎0244-26-1142



福島広域雇用促進支援協議会からのお知らせ

| 名称 | 合同就職面接会 | 就職面接会 |
|------|--|--|
| 日時 | 10月17日(金) 12:30～14:15 | 10月24日(金) 13:30～15:00 |
| 会場 | まるさん・あったまるアリーナ (南相馬市原町区桜井町2丁目200)  | 大熊町商工会館 (双葉郡大熊町下野上大野80番地)  |
| 参加企業 | 相双地域等の企業38社 | 相双地域等の企業14社 |
| 参加方法 | 電話、ホームページから予約 または当日参加 | |
| 備考 | 雇用保険受給者の方は求職活動実績になります。参加証明書を発行します。 | |

【問い合わせ先】 福島広域雇用促進支援協議会 ☎024-524-2121

双葉町社会福祉協議会 ～ 10月 健康運動教室・サロンのお知らせ～

こころとからだの健康のため、運動不足を解消しましょう。参加をご希望の方は、事前申し込みが必要となりますので、下記問い合わせ先へご連絡ください。

● 健康運動教室

| 会 場 | 開催日 | 時 間 | 問い合わせ・申込先 |
|--|---------------------------|-------------|------------------------|
| 南東北総合卸センター 2階第6会議室 (郡山市喜久田町卸1丁目1-1) | ①毎週水曜日 ②毎週木曜日 のどちらか | 13:30～15:00 | 郡山事務所 ☎024-973-5291 |
| 福島市老人福祉センター 1階多目的室 (福島市仁井田字八ツ割川原3) | 10月14日(火) | | |

● 社協サロン

| 会 場 | 開催日 | 時 間 | 問い合わせ・申込先 |
|--------------------------------------|-----------|-------------|--------------------------------|
| 福島市老人福祉センター 2階研修室 (福島市仁井田字八ツ割川原3) | 10月 3日(金) | 10:00～11:30 | 郡山事務所 ☎024-973-5291 |
| 郡山市喜久田公民館 (郡山市喜久田町堀之内字下河原1) | 10月 6日(月) | | |
| 双葉町産業交流センター大会議室 (双葉町大字中野字高田1-1) | 10月15日(水) | 10:30～12:00 | 双葉町地域包括支援センター ☎0246-84-6729 |

町民ゴルフ大会のお知らせ

下記日程で町民ゴルフ大会を開催しますので、ぜひ皆さまご参加ください！

日 程 令和7年11月2日(日) 小雨決行

会 場 JGMサラブレッドカントリークラブ (いわき市渡辺町上釜戸字上ノ代245)

申し込み方法、参加費、競技方法などの詳細情報については、同封している双葉ふれあいクラブのチラシをご覧ください。

【問い合わせ先】 NPO法人双葉ふれあいクラブ ☎0240-23-0120 FAX0240-23-0121

第三回 ふたば・こおりやまふれあい祭り

双葉郡と郡山市の住民の方の交流を目的にしたイベントです。
双葉郡と郡山市のキャラクターも登場。キッチンカーも来場。
お子様から高齢者まで楽しめる内容となっております。

日 時 令和7年11月29日(土) 10:00～15:00

会 場 ビッグパレットふくしま 1階 多目的展示ホール

内 容 手芸品等の展示・販売、駄菓子販売、焼き菓子販売、
フラワーアレンジメント、ネイルアート、ビーズアート等のワークショップ、マジックなどの
ステージショーなど



昨年開催した「第三回 ふたば・こおりやまふれあい祭り」の様子

【問い合わせ先】 特定非営利活動法人コースター ☎024-983-1157

双葉中学校「昭和50年度卒」同級会の開催について

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、延期しておりました「昭和50年度卒双葉中学校同級会」について、下記により開催する運びとなりました。震災により各地に避難等をしたまま還暦も過ぎましたが、久しぶりの旧友との語らいは懐かしく、楽しみかと思えます。

つきましては、万障繰り合わせの上、ご出席くださるよう幹事一同心よりお待ちしております。

日時 令和7年11月8日(土) 16:30～
場所 いわきワシントンホテル椿山荘
(福島県いわき市平字一丁目1番地)

幹事 鈴木 健一 ☎090-2986-6127
渡辺 浩美 ☎090-9636-1236
山本眞理子 ☎090-8786-8348
小野田睦子 ☎080-1853-6976

福島地方法務局 相続登記申請の義務化について

令和6年4月1日から、不動産を相続した際の相続登記の申請が義務化されました。相続登記とは、亡くなった方から不動産を受け継いだ際に、名義を変更する手続きです。

相続登記の申請期限 相続が発生した時期により、期限が異なります。

| 相続の発生日 | 登記申請の期限 |
|-------------|-------------|
| 令和6年3月31日以前 | 令和9年3月31日まで |
| 令和6年4月1日以降 | 相続発生から3年以内 |

※期限までに申請がない場合は、過料が科されることがあります。

令和8年4月1日からは、不動産を所有している方(個人・法人)が、住所や氏名、本店や商号を変更した場合にも、登記の申請が義務となります。

住所等変更登記の申請期限

| 変更があった時期 | 登記申請の期限 |
|-------------|--------------|
| 令和8年4月1日以降 | 変更から2年以内 |
| 令和8年3月31日以前 | 令和10年3月31日まで |

相続登記や住所等変更登記について分からないことがある場合は、お近くの法務局または法務局のホームページをご確認ください。

【問い合わせ先】 福島地方法務局 ☎024-534-1111

原子力規制委員会 行政職員募集

募集期間 令和7年9月1日～10月31日

募集職種 原子力検査官 原子力防災専門官 他

求める人材 ・原子力施設の運転、保全、検査、設計等に専門性がある方
・放射性廃棄物管理・処分に専門性がある方
・火災、防災、放射線、土木、建築等に専門性がある方 他



詳細はこちら

【問い合わせ先】 原子力規制委員会 ☎03-3581-3352

環境省 福島地方環境事務所からのお知らせ

解体工事について

・特定帰還居住区域の被災家屋等の解体申請について

環境省では、双葉町の特定帰還居住区域（鴻草、渋川、長塚、寺沢、松倉、上羽鳥、下羽鳥、目迫、水沢、前田、新山、細谷、山田、松迫、石熊の各一部※）及びその周辺に位置する建物の解体の申請を受け付けています。解体を希望する場合は、下記の解体申請の受付窓口にご相談ください。

※所有建物の住所が区域範囲内か確認したい方は下記の受付窓口までお問い合わせください。

※環境省が除染した家屋等は解体の対象外です。解体される場合は、除染を希望しないでください。

【解体申請受付窓口】 高島テクノロジーセンター

場 所：いわき市東田町2丁目19-3 トークビル1-A号棟（双葉町いわき支所の隣）
 受付時間：月曜日～金曜日 8:30～17:15（祝日及び年末年始を除く）
 連絡先：☎ 0120-773-275（フリーダイヤル）

片付けゴミについて

・双葉町片付けゴミサポートセンター

家屋の片付けによって生じた片付けゴミの個別回収を行っております。

【片付けゴミ回収申込先】 株式会社 伊藤工務店（令和7年度環境省業務受託業者）

受付時間：月曜日～金曜日 8:30～17:00（祝日及び年末年始を除く）
 連絡先：☎ 0120-007-886（フリーダイヤル）
 FAX 0120-004-553（受付は24時間）

※事業系廃棄物・避難指示解除地域の片付けは受け付けておりません。

中間貯蔵施設について

・中間貯蔵施設見学会について

10月17日（金）、18日（土）に中間貯蔵施設をバスで巡る見学会を予定しています。
 見学のお申込み・お問い合わせは中間貯蔵事業情報センター（☎0240-25-8377）へ。



・輸送について

中間貯蔵施設双葉工区への搬入状況は下記のとおりです。

7月28日から双葉工区への除去土壌等の搬入を実施しております。

2025年度は、14,160m³搬入しています。（2015年からの累計は3,969,679m³）※8月31日現在

・放射線モニタリングについて

空間線量率の測定により、除染土壌等の搬入による影響は確認されていません。

今後もしっかりと安全対策及び放射線の監視を行ってまいります。

中間貯蔵施設及び周辺モニタリングの結果はこちらのQRコードから確認できます。



【問い合わせ先】福島地方環境事務所 中間貯蔵部 中間貯蔵総括課 ☎ 024-563-1293

「里親入門講座」～知ってほしい里親のこと～

ふくしま里親相談センターでは、浜児童相談所と一緒に里親制度や子どもの福祉に関心のある方を対象とした里親入門講座を開催します。

日時 【相双地区会場】 10月24日(金) 14:00～16:00
道の駅南相馬ホール(南相馬市原町区高見町2丁目30-1)

【いわき地区会場】 10月31日(金) 10:00～12:00
福島県浜児童相談所(いわき市自由ヶ丘38-15)

内容 1. 講義「里親制度について」 2. 里親体験談
定員 各20人

申込期限 10月20日(月)

申込方法 必要事項(氏名、人数、お住まいの市町村、連絡先)を記入のうえ、
電話・メール・FAXのいずれかにて申してください。

その他 1. 参加費無料
2. 「ふくしま里親相談センター」のInstagramをご確認ください。



【申込・問合せ先】

ふくしま里親相談センター ☎090-1080-9664 FAX024-983-7708

国勢調査にご協力ください

今年は5年に一度の国勢調査が実施されます。

9月30日までに調査員が各世帯を訪問し、調査書類(オンライン回答用IDおよび紙の調査票など)を配布しています。

| | |
|-------------|--|
| 回答方法 | ・インターネット ・紙の調査票(郵送無料) ・調査員への手渡し |
| 回答期間 | ・インターネット 9月20日～10月8日 ・調査票の郵送 } 10月1日～10月8日 ・調査員への手渡し } |

※パソコンやスマートフォンタブレットからの回答は24時間可能です。調査員による訪問・回収が不要なインターネット回答をぜひご利用ください。

ご回答よろしくお願ひします。

【問い合わせ先】 復興推進課 ☎0240-33-0127

ふたばフードフェス2025を開催します

県内外の様々なジャンルの飲食ブースが出店します。ステージイベントも盛りだくさんです。会場にお越しください。

日程：令和7年10月4日(土)、5日(日)
会場：双葉町産業交流センターと周辺エリア



【問い合わせ先】 復興推進課 ☎0240-33-0127

人のうごき8月分 敬称略

お悔み申し上げます

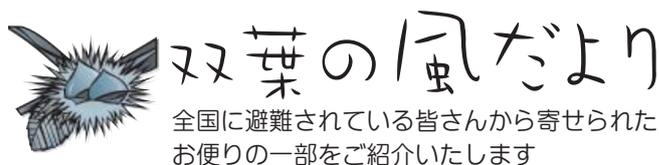
| 氏名 | 年齢 | 死亡日 | 行政区 |
|--------|-----|-------|-----|
| 遠藤 トク | 95 | 7月19日 | 長塚二 |
| 齊藤 ヨシ子 | 97 | 7月23日 | 郡山 |
| 前田 千早子 | 83 | 7月28日 | 長塚二 |
| 渡部 キノヨ | 104 | 7月30日 | 長塚一 |
| 堀内 昭正 | 83 | 8月5日 | 寺松 |
| 原 猛 | 77 | 8月13日 | 長塚一 |
| 宇名根 幸夫 | 87 | 8月16日 | 山田 |

了承の得られた方のみ掲載しています。

秘書広報課 ☎0240-33-0125

双葉町民の避難状況 (令和7年9月1日現在)

- ・福島県内に避難されている方 3,724人
- ・福島県外に避難されている方 2,643人



・夕チアオイ 先迄咲いて 梅雨明ける
・枝豆をはじきお茶するごご三時
・猛暑日や冷しうどんに紫蘇のせて
・香り豊かに昼餉のお膳
・盆閨に二つ並んで螢飛ぶ
・亡夫と亡息子がさあさお入り
・継ぐ人のいない農地を目のあたり
作り続けたご先祖偲ぶ

今泉 禮子(長塚二)

※双葉の風だよりでは皆さまからの投稿をお待ちしております。

プレミアム付き商品券の利用期限は1月末日です。 利用期限までにご使用ください。

【問い合わせ先】 双葉町商工会 ☎0240-33-2311

役場庁舎・支所一覧

- 双葉町役場 本庁舎
〒979-1495
福島県双葉郡双葉町大字長塚字町西73番地4
☎ 0240-33-2111
FAX 0240-33-2115
✉ futaba@town.futaba.fukushima.jp
- いわき支所
〒974-8212
福島県いわき市東田町二丁目19番地の4
☎ 0246-84-5200
FAX 0246-84-5212
✉ iwaki@town.futaba.fukushima.jp
- 郡山支所
〒963-8024
福島県郡山市朝日一丁目20番2号
☎ 024-973-8090
FAX 024-933-5120
✉ fukushima@town.futaba.fukushima.jp
- 埼玉支所
〒347-0105
埼玉県加須市騎西36番地1 加須市騎西総合支所2階
☎ 0480-53-7780
FAX 0480-53-7266
✉ saitama@town.futaba.fukushima.jp
- 南相馬連絡所(午前8時30分～正午、午後1時～午後5時15分)
〒975-0039
福島県南相馬市原町区青葉町2-62-2
☎ 0244-32-1275
FAX 0244-32-1277
- つくば連絡所(月・火・水 午前9時～午後5時)
〒305-0031 茨城県つくば市吾妻3丁目7-14
☎/FAX 029-854-7511



災害版173号 令和7年10月1日発行

(編集・発行) 福島県双葉町 秘書広報課